



平成 29 年 12 月 25 日

各 位

住 所 石 川 県 白 山 市 福 留 町 3 7 0 番 地
会 社 名 株 式 会 社 ウ イ ル コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 の 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 若 林 裕 紀 子
役 職 氏 名
(コード番号：7831 東証第二部)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 大 槻 健
電 話 番 号 0 3 - 6 6 7 9 - 6 6 2 2

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年12月25日開催の取締役会において、平成30年1月25日開催予定の当社第39回定時株主総会に、定款一部変更（株主総会の招集権者及び議長の定め）について、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

複数の代表取締役の選定を視野に、株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の招集権者及び議長に関する現行定款第12条の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会 (招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 〈新 設〉 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第3章 株 主 総 会 (招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた者が株主総会を招集し、議長となる。</u> 3. <u>全ての代表取締役に事故があるときは、</u> 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3. 主要日程

平成29年12月25日	取締役会決議
平成30年1月25日（予定）	第39回定時株主総会

以 上